

水産物コールドチェーン整備事業実施要領

令和8年5月1日
8 水 第 278号

第1 趣旨

知事は、近年の気候変動に伴う気温及び海水温の上昇による水産物の品質低下等の被害が発生する中、京都府産水産物の生産、流通過程における温度管理及び衛生管理（以下「コールドチェーン」という。）の高度化に取り組む事業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助要件、補助率及び補助上限額については、別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付申請

補助金の交付申請を行おうとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 交付決定

知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、規則第6条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

3 事前着手

申請者が、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることはできない。

ただし、やむを得ない事由により当該補助対象に係る交付の申請を行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までの間に事業を実施しようとする交場合において、あらかじめ交付決定前着手届（別記第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りではない。

4 補助事業の変更等の承認

2の規定により、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる補助事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により、あらかじめ変更等申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の廃止又は中止
- (2) 補助金額の増又は2割を超える減
- (3) 事業内容の追加又は変更（軽微なものを除く。)

(4) その他知事が必要と認める変更

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定により、実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

6 補助金の経理等

補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともにその証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

第4 補助金の概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定のあった年度の2月末日までとする。

第6 財産の管理及び処分

- 1 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、取得財産管理台帳（別記第6号様式）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、2に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、3の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

第7 書類の提出

この要領に基づき知事に提出する書類は、京都府農林水産部水産課に提出するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は令和8年5月1日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

【別表】

補助対象事業	コールドチェーンの高度化に資する新たな機械・機器の導入等に要する経費を支援する。
補助対象経費	<p>補助対象事業の実施に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの</p> <p>(1) 生産・集出荷・調製の過程に必要な機械・機器の導入に係る経費 チラー（冷却水循環装置）、冷蔵冷凍設備、製氷設備 等</p> <p>(2) コールドチェーンの高度化を図るための施設改修に係る経費 冷蔵冷凍庫の改修、低温環境の維持に必要な資材 等 ※ただし、解体・撤去費用等の当該設備整備費以外の費用については、補助対象としない。</p> <p>(3) その他知事が特に認めるもの</p>
補助対象者	<p>京都府内に主な生産・経営基盤を持つ者で、次に掲げる者</p> <p>(1) 水産業関係団体 漁業協同組合、水産流通協同組合 等</p> <p>(2) 水産業経営体</p>
補助要件	<p>次に掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>(1) 京都府産水産物の取扱いをしていること。</p> <p>(2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと。</p> <p>(3) 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。</p>
補助率及び補助上限額	<p>(1) 補助率 1/2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外）</p> <p>(2) 補助上限額 25,000千円</p>